

2018年10月26日

小金井市長  
西岡真一郎 様

誰 も が 自 分 ら し く 暮 ら せ る 小 金 井 に

## **小金井市2019年度 市政運営に対する要望**

3 本 柱 9 8 項 目 の 要 望 事 項

小金井市議会  
緑・つながる小金井  
幹事長 坂井えつ子

坂井えつ子とつながる小金井の会

# はじめに

新庁舎・新福祉社会館建設にあたって、自治体行政や住民自治のあり方、市民協働の姿勢が改めて問われています。市民と行政と議会が共に議論できる機会を生かし、市民参画型の市政に変えていく必要があります。自治基本条例や市民協働条例、公契約条例といった住民自治に関わる基本条例の制定を検討し、市民に自治が根付く小金井にしていくことを求めます。

2018年10月には、障害のある人もない人も共に学び共に生きる小金井市条例が施行され、2019年3月には、小金井市子どもの権利に関する条例が制定されて10周年を迎えます。東京都では、“人権尊重の理念の実現を目指す条例”が制定され、他地方公共団体ではパートナーシップの制定が進んでいます。小金井市条例の制定や職員研修などの取組が必要です。これら、人権尊重は市役所全体として取り組むべき事項です。

2019年度は西岡市政今任期最後の1年でもあります。市長におかれては、対話を大切にしながらも、真にぶれない軸を持ち、市政運営にあたっていただくことを求めます。

## 目次

<b>1. 人権を尊重する環境整備を</b> .....	<b>2</b>
(1) 地域で学び、働き、暮らすための障がい者施策を	
(2) 高齢者の自立支援・介護予防・介護サービスの充実を	
(3) のびのびと育ていける子ども支援と教育環境の整備を	
(4) 地域から格差と貧困をなくす	
(5) 男女平等施策を実効性のあるものに。性の多様性の尊重を	
(6) 自治体から発する脱原発・平和力の強化を	
(7) 外国籍市民の思いや力の活きる環境整備を	
<b>2. 地球の未来を見通した環境政策を</b> .....	<b>5</b>
(1) 環境重視のまちづくりを	
(2) ごみ減量の取り組みを	
(3) 地球温暖化をストップ！	
(4) 生物多様性の尊重を	
(5) 放射能から子どもやおとなを守る	
<b>3. 市民が納得できる公正な市政運営を</b> .....	<b>6</b>
(1) 市民参加の尊重と機会の確保とわかりやすい情報公開の推進を	
(2) 公正な働き方を市役所が率先して整備しよう	
(3) 市民が主体の新庁舎と新福祉社会館建設を	

# 1. 人権を尊重する環境整備を

## (1) 地域で学び、働き、暮らすための障がい者施策を

- ① 「障害者総合支援法」による障がい者と家族、施設への負担増を軽減するための施策を実現し、難病手当を削減しないこと
- ② 臨時、非常勤も含む職員採用において、知的・精神障がい者も含めた積極的な雇用を進め、採用試験時や職場環境における合理的配慮の提供に努めること
- ③ 障がい者が地域で一般就労しやすくなるよう、就労支援センターの体制を充実させること
- ④ 知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者が、障がいの程度にかかわらず、グループホームや一人暮らしなど、地域生活を送るにあたって本人が自由に選択できるよう、自立生活センターと連携し支援すること
- ⑤ 障害のある人もない人も共に学び共に生きる小金井市条例の周知啓発は毎年行っていくこと。差別事案の収集に努めるなど、差別解消の取組を強化すること。逐条解説は部局主導ではなく市民の声を尊重すること
- ⑥ 通所施設の工賃アップや対面販売の場確保のためにも、事業所で作られた製作品販売の場を早急に整備すること。新庁舎新福祉社会館竣工までは、人通りの多い場所に店舗を設置すること。新庁舎新福祉社会館建設の際には店舗の設置を視野にいれること。イトーヨーカドーでのイベント販売の定期的開催を実現すること
- ⑦ 移動支援におけるニーズ調査を実施し、困りごとの把握に努め、時間数の拡大等に努めること
- ⑧ 重複障がいに対する知見を深め、施策に盛り込んでいくこと

## (2) 高齢者の自立支援・介護予防・介護サービスの充実を

- ① 地域包括ケアシステムに十分対応できるよう、地域包括支援センターの人員拡充を図ること
- ② お泊まりデイの利用実態、状況を把握し、市内にショートステイのための施設やベッドの増設を図ること
- ③ だれでも利用できるデイホーム、認知症高齢者のグループホームの開設を誘導し支援すること
- ④ 高齢者の孤立を予防する地域の寄り合い所的事業の展開を支援すること
- ⑤ 買い物難民対策として、訪問販売被害を防ぐ施策と移動支援にも取り組み、駅前集中ではなく地域の個人商店が地域の拠点となれる商業対策を講じること
- ⑥ 障害福祉サービスを受けている障がい者が 65 歳になると原則介護保険サービスに移行する際に生じる“65 歳問題”に対し、サービス低下や負担増にならぬよう個別に応じた対応を取ること

## (3) のびのびと育っていける子ども支援と教育環境の整備を

- ① すべての子どもが地域の学校や学童保育所に通えるよう、インクルーシブ教育システムではなく、インクルーシブ教育の視点に立って、児童・生徒や保護者の意志を最大限尊重すること
- ② 公立保育園民間移譲は、保育指針を作って小金井全体の保育の質を高める市の方向性を確認してから検討すること
- ③ 子どもの権利条例制定10周年を機に、子ども議会の取り組み、小金井子どもの権利の日制定、子どもの権利委員会を設置し、子どもオンブズパーソンの設置を早急に検討し、推進計画を策定すること
- ④ 子どもの教育を受ける権利を等しく保障するため、就学援助の認定倍率を生活保護基準収入の1.8倍に戻

すか、保護者負担の教育費無償化をめざすこと。教材費等の保護者負担額と就学援助の捕捉率を調査すること。給付式奨学金の金額増と成績ではなく経済的困窮理由を支給要件として重視すること

- ⑤ 小中学校給食をオーガニック化し、放射能汚染や遺伝子組み換え食品の混入を防ぐために産直で安全な食材の購入や事前の放射能測定の回数を増やすなど、今の時代に合った食育の場とすること。市民参加のみんなの給食委員会を審議会と位置づけ審議回数を増やすこと。調理業務はこれ以上委託せず、調理環境の改善を急ぐこと。給食費の安易な値上げは行なわず、国や都の動向をみながら無償化を追求すること
- ⑥ 学童保育所の大規模化を解消し、子どもが生き活きと過ごしやすい放課後の居場所を市民と共に検討すること
- ⑦ 地域で子どもを見守る体制を構築し、防犯カメラに頼らない安全対策をとること

#### **(4) 地域から格差と貧困をなくす**

- ① 生活保護受給者数にあわせてケースワーカーを国基準以上に適正に増員すること
- ② 生活保護の捕捉率20%の現状を踏まえ、必要な人に対して部分受給の周知をはかること
- ③ 生活困窮者自立支援法に基づく相談事業の相談員の処遇改善、スキルアップをはかること。納税課などとの庁内連携体制を構築し、税滞納者への分納計画や生活再建計画等の具体的支援を行うこと。債権管理条例制定の検討を進め、国立市のような債権管理・回収方針を策定すること。野洲市くらし支えあい条例を参考に、アウトリーチ(こちらから出向く支援)を進めること
- ④ フードバンクまたはフードドライブ事業を市内で循環するように制度を整え、生活困窮者への支援とともにフードロスを無くしていくこと。市内各所での子ども食堂の取組みを支援すること

#### **(5) 男女平等施策を実効性のあるものに。性の多様性の尊重を**

- ① 審議会等委員、市管理職の女性比率アップの年次目標をかかげ、必要な対策を講じること
- ② 女性職員の採用・配置・登用・研修は男女平等な職場の実現に向けて充分配慮して行うこと
- ③ 理事者の男女比率も均等となるよう努めること
- ④ ひとり親家庭の自立支援計画を早急に策定し、担当課での連携を図り、ひとり親家庭ホームヘルプサービスをはじめとする支援サービスを広く市民に周知すること
- ⑤ DV防止計画に基づき、相談、支援体制を強化し、外国人など多様なケースにも対応すること
- ⑥ 防災計画に女性も参画し、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応や、被災地での性犯罪の防止など“災害と女性”の視点を入れること
- ⑦ 性的少数者への理解と支援を進めるために、学校等での周知、教職員への研修を拡充すること
- ⑧ 第5次行動計画の中に、実際の施策として、性的少数者の人権に対する具体的な公報・啓発活動の推進等が入らなかったが、性自認、性的指向、性表現による差別の禁止など性的少数者への配慮について、必要な対策を講じること
- ⑨ 第6次行動計画の策定に向けて行う意識調査項目が適切か、調査項目の検討をすること
- ⑩ パートナースhip条例の制定に向けた検討に取り組むこと
- ⑪ 男性職員の育児休暇の義務化＝パパ・クォータ制を導入すること
- ⑫ 行動計画の進捗状況がひとめでわかる男女共同参画白書を策定すること

- ⑬ 母子父子自立支援員・婦人相談員の職責の重さを理解すること。相談者のニーズに応えるため、また相談員の身分保障のためにも、常勤職員を置くこと
- ⑭ 女性や子どもの貧困について、ニーズに合ったきめ細かい支援をすること
- ⑮ 男女平等推進センターについて、公共施設新設時の導入を含め、設置を検討すること。設置の際は、相談機能を伴うセンターとすること

## **(6) 自治体から発する脱原発・平和力の強化を**

- ① 非核平和都市宣言を発展させ、平和条例を制定すること。小金井市の平和の日事業を平和週間に拡大し、市民参加で企画実施できるよう、市民協働で平和事業を拡充していくこと
- ② 日本が国連の核兵器禁止条約を批准するよう、小金井からも国や関係機関に求めていくこと
- ③ 脱原発都市宣言や脱原発首長会議への参加を通し、核エネルギーからの脱却を図ること
- ④ 中東和平プロジェクトの取り組みを活かした独自の平和外交を継続、発展すること
- ⑤ 戦争経験者による語り部授業を学校で行うなど、戦争体験を子どもたちに伝えていくこと
- ⑥ 日本が国連の死刑廃止条約を批准するよう、小金井市からも国や関係機関に求めていくこと
- ⑦ 横田基地へのオスプレイ配備に抗議していくこと

## **(7) 外国籍市民の思いや力の生きる環境整備を**

- ① ホームページや市の刊行物、市内の標識・案内板に、多言語ややさしい日本語を取り入れるなど、外国籍市民への情報保障すること
- ② 市民団体と協力しながら、定住外国人とともに文化と歴史を理解し合い、共に学べる場を創出し、生活相談にも応じられる国際交流協会等の設立をめざすこと
- ③ 都の制度も利用しながら外国人相談窓口の対応できる言語、相談日、相談時間を増やし、当事者に届くよう広報すること
- ④ 小金井市の市長選挙、市議会議員選挙における永住外国人の参政権をめざすこと
- ⑤ 市職員に外国籍市民の雇用を推進すること。職員募集にあたっては、外国籍でも応募できることをホームページだけでなく、市報など市の刊行物にも明記すること
- ⑥ 緊急時はやさしい日本語の活用を徹底し、情報保障に努めること
- ⑦ 2016年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。差別は、ヘイトスピーチだけではなく、教育、就職、居住等社会生活全般に及ぶ問題であり、尊厳を傷つける人権侵害である。地方自治体でこそ、差別的言動の解消に向けた具体的実効性ある施策が求められる。小金井市条例の制定や、実効性を担保するよう「解消法」の見直しを国に求めること

## 2. 地球の未来を見通した環境政策を

### (1) 環境重視のまちづくりを

- ① 都市計画道路小金井3・4・1号線および3・4・11号線外の建設計画を廃止するよう、あらゆる場面や要請行動において、東京都に強く要望すること。
- ② 市民主導で野川やはけの自然保護や再生が行なわれて来た歴史を全市民で共有するためシンポジウムの開催や冊子などの作成を行い、野川とはけの自然を守る条例を制定すること
- ③ 都市計画道路3・4・8号線の建設は不必要であり、中止すること
- ④ 東小金井駅周辺では、地域の商店街が存続できる南北一体の暮らしを重視したまちづくりをすすめること。区画整理事業はすべての地権者が納得できるよう調整に努めること
- ⑤ 自転車利用を促進し、駅周辺に駐輪場を確保、増設すること
- ⑥ 小金井らしいまちの景観を守り創出するために、市民参加による景観条例の検討を始めること
- ⑦ 空き家空き室の有効活用をすすめるため、住宅セーフティネット法施行に伴い居住支援協議会を設置し、民間住宅の借り上げによって市民住宅を増設するなど、生活困窮者やひとり親家庭、若者、高齢者、障がい者、原発事故避難者などが住み良い環境を作ること
- ⑧ 駅周辺南北の開発では高層ビル建設計画を見直し、地下水等の環境を重視した個性的なまちづくりを進めること

### (2) ごみ減量の取り組みを

- ① ごみ有料化に伴う環境基金の使い道はごみ減量施策に重点的に対応すること
- ② 清掃関連施設再整備にあたっては、近隣住民の理解を得ること
- ③ 閉鎖するリサイクル事業所を補完するようリサイクル事業に取り組むこと

### (3) 地球温暖化をストップ！

- ① 環境配慮住宅型研修施設「(旧)雨デモ風デモハウス」をエクセルギーのモデル事業として宣伝し、小金井の観光資源として活用すること。他の公共施設や新庁舎建設、一般家庭にもその成果を広げること
- ② 購入可能上限額までグリーン購入を進め、グリーン入札拡充による事業者の環境配慮を促進すること
- ③ 地球温暖化防止行動計画・市役所版の新たな目標達成に向け、市施設の省エネ化、CO<sub>2</sub>排出量削減をすすめ、地域推進計画の率先実行と実現に取り組むこと
- ④ グリーン電力証書の購入を含む自然エネルギーの公共施設への導入および、さらなる節電を進めること
- ⑤ 環境マネジメントシステムに外部監査を導入し、実効性を高めること
- ⑥ 新設のみならず既存の公共施設等においても太陽光発電システムや燃料電池などを導入し、市民と連携しながら地産地消のエネルギー体制を構築すること

## **(4) 生物多様性の尊重を**

- ① 玉川上水の整備は桜だけではなく、他の樹木もひとつのいのちとして等しく尊重すること
- ② 小金井市の実情に即した生物多様性地域戦略を策定し、人と自然に関わる様々な課題に対応すること

## **(5) 放射能から子どもやおとなを守る**

- ① 市民による放射能測定を安定的に継続するため、上之原会館の放射能測定器の維持・更新すること
- ② 保育園・学校給食食材の放射能測定について、放射能汚染を防ぐために産直食材の購入や事前測定の回数を増やすなど、食の安全を確保すること
- ③ 高濃度汚染地域となっている被災地や、避難者への支援を行うこと
- ④ 放射能が人体に及ぼす影響や、市内の汚染状況について市民にわかりやすく伝えること

# **3. 市民が納得できる公正な市政運営を**

## **(1) 市民参加の尊重と機会の確保とわかりやすい情報公開の推進を**

- ① 市民参加条例に則った市政運営をしているかどうか検証し、審議会運営、市民説明会、パブリックコメントの形骸化を防ぐこと。自治基本条例の制定に向け市民検討委員会を作ること
- ② 情報公開・個人情報保護制度に関する職員研修を充実し、書類管理の適正化、市役所全体での市民への積極的な情報提供と説明責任を果たすこと
- ③ 市のホームページの利用しづらさを改善し、ツイッターをさらに活用するなど、情報発信に力をいれること
- ④ NPOの育成と運営支援のための施策を実施すること
- ⑤ NPOへ事業委託を行う場合、対等な協働型契約書を締結すること。あわせて市民協働条例制定に向け、急ぎ作業すること
- ⑥ 投票率減の検証を行い、向上するための対策をとること。子ども議会の再開や模擬選挙など、主権者教育を進め、子どもたちの政治参画の場を確立すること
- ⑦ 音声や点字による選挙公報を作成し、視覚障がい者にも適切な情報を提供すること
- ⑧ 若い世代の声を市政に反映するため、市内大学との連携を強めること。審議会委員公募の際には20～30代の枠を設け、無作為抽出するなどの若年層が参加できる機会を確保すること
- ⑨ 愛知県新城市議会の「若者議会」の取組を参考に、予算提案権を持つ若者による審議会を設置すること
- ⑩ 元号改定に伴い、西暦使用少なくとも西暦併記とすること
- ⑪ 社会教育法に基づく公民館を、住民自治、市民自治、市民協働の要として、公民館の社会教育機能を強化し、貸し館にとどまらないよう職員体制を充実させること

## **(2) 公正な働き方を市役所が率先して整備しよう**

- ① 図書館への司書等専門職採用を含め、職員体制を充実し、図書館友の会といった、市民が参加できる図書館運営をすること。図書館協議会および、市民参加の場で新図書館建設についての検討を開始すること
- ② 2020年4月から始まる会計年度任用職員制度において、待遇低下とならぬよう法の趣旨を理解し対応す

ること。非常勤職員の報酬アップなど抜本的な待遇改善を含む市役所全体の労働のあり方の再構築に取り組むこと

- ③ 労働条件、男女平等、障がい者雇用、環境配慮など社会的価値基準に配慮した総合評価入札制度の適用範囲を広げ、実効性のある公契約条例を早急に制定すること

### **(3) 市民が主体の新庁舎と新福祉社会館建設を**

- ① 庁内再編の議論を早め、市民協働課を設置し、新庁舎建設基本計画に基づき、庁内に市民協働支援センターを配置すること
- ② 福祉の総合窓口の役割を明確にすること。相談者のたらい回しを防ぎ、庁内連携を強めるため体制を構築すること
- ③ 新庁舎新福祉社会館建設の進捗について、適宜、市民に説明し、意見を聴取・反映させること
- ④ 新福祉社会館竣工まで、代替場所を設け市民の活動場所を確保すること
- ⑤ 現在の蛇の目工場跡地は、高齢者や子どもまで多様な方が集う空き地の役割を果たしており、近隣の園庭を持たない保育所の園児たちも利用している。庁舎建設によって失われる「市民が集える空き地」を確保すること
- ⑥ 地下水保全条例を活かし雨水浸透施設をつくる、多摩産材を活用するなど、環境配慮型の新庁舎新福祉社会館にすること
- ⑦ 可能な限り計画を前倒しし、早期竣工実現のため尽力すること

以上